

長崎県警察教養規則

平成 13 年 7 月 24 日

長崎県公安委員会規則第 12 号

長崎県警察教養規則

長崎県警察教養規則(昭和 34 年長崎県公安委員会規則第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、警察教養規則(平成 12 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「教養規則」という。)第 6 条第 2 項の規定に基づき、長崎県警察職員(以下「警察職員」という。)に対する警察教養に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施)

第 2 条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、教養規則第 5 条第 1 項に規定する警察庁長官が示した警察教養の重点に基づき、長崎県警察の警察教養の重点を定めて全所属に通達しなければならない。

第 3 条 県警察の所属の長は、前条の規定により本部長から通達された重点に基づき、所管事務に関する警察教養を計画的に実施しなければならない。

(細則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、警察職員の警察教養に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。